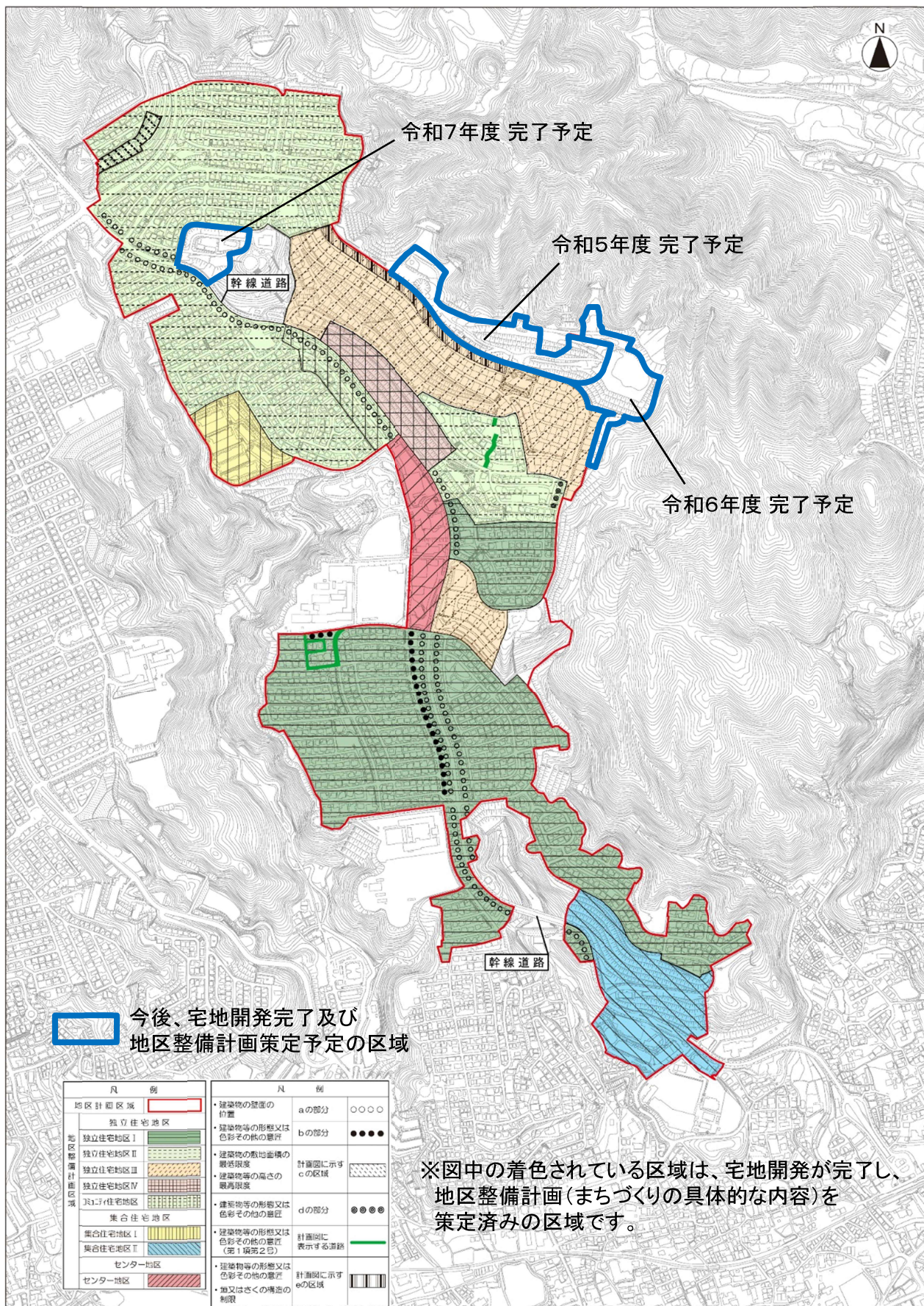


議案第54号
宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

資料3 宝塚山手台地区の地区計画

計画図（宝塚山手台地区）



今後、宅地開発完了及び
地区整備計画策定予定の区域

凡	例	凡	例
地区計画区域		建築物の壁面の材質	aの部分
独立住宅地区		建築物等の形態又は色彩その他の景観	bの部分
独立住宅地区Ⅰ		建築物の敷地面積の最低限度	計画図に示すcの区域
独立住宅地区Ⅱ		建築物等の高さの最高限度	dの部分
独立住宅地区Ⅲ		建築物等の形態又は色彩その他の景観	計画図に表示する道路
独立住宅地区Ⅳ		建築物等の形態又は色彩その他の景観	計画図に示すeの区域
集合住宅地区			
集合住宅地区Ⅰ			
集合住宅地区Ⅱ			
センター地区			
センター地区			

※図中の着色されている区域は、宅地開発が完了し、
地区整備計画（まちづくりの具体的な内容）を
策定済みの区域です。